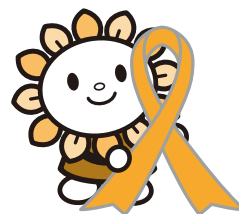


虐待は絶対にしない！ 見逃すな小さなサイン



11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、将来にわたって子どもの心身に深い傷を与え、時には尊い命が奪われる事件となるなど、大きな社会問題となっています。市では、児童虐待防止推進月間に合わせ、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所などに横断幕・のぼり旗を設置するほか、さまざまなイベントを実施します。私たち一人一人が、子どもを虐待から守るために何ができるかを考えてみましょう。

オレンジリボンキャンペーンとは？

オレンジリボンをシンボルマークに、行政と民間が協働して子どもへの虐待を防止するキャンペーンを展開することです。

オレンジリボンツリー ～未来への願い～

「子どもの笑顔を守ろう」をテーマに、子どもたちへの思いや願いが書かれたメッセージカードとオレンジリボンで大きなツリーを彩ります。

とき 11月1日(水)～30日(木)
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

ところ 市役所 ロビー

その他 ▼展示期間中もメッセージを募集
▼自由にお持ち帰りいただけるオレンジリボンを設置



駅前街頭キャンペーン

児童虐待防止に関する啓発グッズを配布します。

とき 11月1日(水)午前7時50分から

ところ 名鉄瀬戸線尾張旭・三郷・印場・旭前駅改札前付近



整理券配布中

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

子育て支援フォーラム ～親と子どもの笑顔のために～

これからの子育てに大切なこと
「笑顔・愛着・メディア・コミュニケーション」

とき 11月18日(土)午前10時～正午
(9時30分から受け付け)

ところ 澁川福祉センター くすのきホール

その他 詳細は広報おわりあさひ10月15日号
をご覧ください

虐待と思ったらすぐにご連絡を

- ▼子どもに不自然な傷やあざがある。常に服装や体が不潔
- ▼親(保護者)が頻繁に子どもを置いて外出。病気やけがをしても医者に見せない
- ▼毎晩のように長時間にわたって、子どもの泣き声、親の怒鳴り声が聞こえる。子どもが外に出されている

児童相談所全国共通ダイヤル

189または0570-064-000

(いずれもお近くの児童相談所につながります)

子育て支援室 TEL.53-6101



問い合わせ先／保健福祉センター内子育て支援室 TEL.53-6101

虐待と疑われる場合はすぐに連絡・相談してください（秘密厳守）

子どもだけではない 虐待の対象

高齢者や障がい者への虐待は、している人も、受けている人もその認識がないために、虐待と気付かないこともあります。虐待を早期に発見するには、全ての人が協力し、日頃から小さなサインを見逃さないことが大切です。



高齢者を虐待から守りましょう

高齢者への虐待は、受けている本人がなかなか他人に相談できないこともあり、表面化しにくい問題です。虐待かどうかの判断は難しく、深刻な事態になって初めて周囲が気付くことがあります。

また、介護者が一生懸命世話をしているうちに、知らず知らずに不適切な対応になっていることもあります。

次の項目に当てはまる点があるか確認してみましょう。

相談・問い合わせ先

保健福祉センター内地域包括支援センター
TEL.55-0654
市役所長寿課長寿支援係
TEL.76-8143

気付きのチェックリスト

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 年金や財産収入などがあることは明らかにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居が極めて非衛生的になっている。また、異臭を放っている
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 栄養失調が心配される
- 自宅から本人や家族、介護者の怒鳴り声、悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 天気が悪くても、長時間、屋外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居しているが、コンビニやスーパーで、1人分の弁当などを頻繁に買っている
- 訪問しても会えない。または家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子

みんなで防ごう 障がい者虐待

障がいのある人の安定した生活や自立、社会参加のためには、私たち一人一人が虐待をより身近な問題と捉え、防止に努めていくことが必要です。



障がい者虐待の例

| | |
|--------------|--|
| 身体的虐待 | 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加える。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にする |
| 性的虐待 | 障がい者に無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする |
| 心理的虐待 | 障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与える |
| 放棄・放任(ネグレクト) | 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させる |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使う。また、障がい者に理由なく金銭を与えない |

相談・問い合わせ先／市役所福祉課障がい福祉係 TEL.76-8142 市障がい者基幹相談支援センター TEL.76-8140